

若違乱之族在レ之者、可ニ注進ニ可ニ申付ニ候也、仍如レ件

増田右衛門 在
判

天正十五年十一月十五日

近江国筒井公文所

さらに江戸時代に入ると、

器地職式伝書之事

一、御綸旨・御免状・御裁許状之表諸職共、公役相勤候上

者、其外之懸リ物一切指出スニ及ざる事

一、木地師住居之儀ニ付、其所ニ罷在候内者、造作諸事

可レ為ニ勝手次才ニ事

一、木地荷物、道中筋ニ而新規之異乱等申立候者有レ之候

得者、水上ヘ可ニ申参ニ、聽糺之上、急度申付べく候事

一、筒井氏子木地師之儀、諸公辺江出訴之節者、宮元江
可ニ申参ニ、御支配所御添書指出し可レ申候事

右之趣大切ニ相守可レ申者也

日本國中木地師支配所

江州筒井公文所

天保十五年辰七月

というような文書があつて、筒井公文所は、筒井八幡宮の
氏子となつてゐる全国散在の木地師に対しても「日本國中木
地師支配所」たるの性格を有し、彼等に対する「懸り物」の
免除、住居造作の自由などを保証したり、また道中の争論

「耶蘇童子歌」

〔耶蘇童子歌〕

(玖珠郡九重町中野温泉富田家所藏)

一トセ、人々イヤガル耶蘇教ヲ、弘メル山子の氣力知レヌ、
此氣力知レヌ、

二トセ、深く仏教ヲ研ベズニ、耶蘇教ノエホハ神か紙か、此
塵紙か、
三トセ、見々弘マル耶蘇教ヲ、ウカクシティル寝狂たち、何

や訴訟事件についても指示や便宜・援助を与えたりしたよう
である。諸国の木地師に對して免許状或いは鑑札を与えたこ
とは云うまでもない。ところで、前に述べたように、小椋には筒井八幡宮の外に君ガ畠に太皇大明神があるが、同社も前
者と全く同じ伝説を語り、諸国の木地屋を支配せんとして、
両社は互いに排斥しあつた。そこで諸国の木地屋は免許状或
いは鑑札を二社のいずれから受けおかぬと渡世ができな
かつたのである(民俗学辞典)。当地の小椋氏は、その寄留
証によると、本籍地では筒井神社の氏子に屬し、鑑札も同社
の公文所から受けっていた。その鑑札に菊の御紋が押捺されて
いる理由は、ここで改めて述べる必要もあるまい。

木地屋文書は県内では玖珠郡九重町田野の掠家にも残さ
れていが、このような文書・資料の失われていく今日、貴
重な民俗資料として保存したいものである。(大分大学助教授)

レアゴラバカギニツル

四トセ、能々思エバ耶蘇教ハ、弘メテ詐偽^{タマシ}て國ヲトル、此ノ
アツカマシヤ

五トセ、イカニ耶蘇教ガ弘メテモ、愛國社會ガ退治スル、此

國の為

六トセ、ムサンナルカナ耶蘇教ハ、國トル積リデクソツカム
此當チガイ

七トセ、南無阿弥陀仏ノ白旗デ、耶蘇教ノ信者ヲ撫殺ス

八トセ、耶蘇教信者ノ腰抜ハ、張附仰信デ福祈る、此ゴウヨ
クナ

九トセ、今度耶蘇教ガ來夕故ニ、仏教の真理ガ光り出ス、此

イサマシヤ

十トセ、トンダ異國ノハテヨリモ、諸國ニ会堂ヲ立マワス、
此末ヲソロシヤ

十一トセ、死タル十字ガ甦生^{ヘルシキ}イキタト云テアル、コノ空^{ウツ}ノ

皮

十二トセ、二世ト末世^{マツセ}ハ此世ナリ、前世ガナイトハ理ニ合ヌ

此理ニコマル

十三トセ、三世因果ノ真理ヨリ堅メタ道ヲコボタンント、此ア

ツカマシヤ

十四トセ、深切ラシクモ耶蘇教ハ、諸方ニ金々マキチラス、
此末イブカシヤ

十五トセ、御苦勞ナガラモ神様ガ、アルナラ一寸顔ミセヨ、
無ナラアク迄打コボテ

十六トセ、ロクニ仏教ヲ研究^{レラベズ}ニ、耶蘇教ヲ信ズルヤツラノ、
此アハテモノ

十七トセ、七八置テモ壯年ハ、仏教信ジテ耶蘇退治^(マ)ジ、此ノ
國ノ為

十八トセ、八万四千の法門デ、耶蘇教ノ幽靈ヲ濟度スル、此

盲者ヲバ
(エ)

十九トセ、能々思エバ今ノ内、愛國社會ガ退治セヨ、此イサ
マシヤ國の為

二十トセ、二重三重ニ弘メテモ、愛國社會ガ打破ル、此國ノ
為イサマシヤ

國ノ為、法ノ為トテ身ノ限り

磨ヤ磨ケ日本魂

この数え歌の作者も年代も明記されていないが、文中に「

愛國社會」とか「真理」、「日本魂」などという文句が見え、
また「南無阿弥陀仏」の名号も見えているから、恐らく明治
中期以後、尊皇護國奉仏を唱えたかの大内青巒（一八四五—
一九一八）の影響を受けた真宗の僧侶が、「七八」（十七八
のこと）で青年を指すのであろう）の間に漸く高まつてきたキ
リスト教信仰に反撃を加えるために、「童子」や「壯年」・老
人層に流布させようと試みたものであろう。そしてしても、
この国粹思想、國家主義も甚だイサマシイものである。